

NPO法人シェア定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、NPO法人シェアという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市南町三丁目12番10号 ライオンズマンション国分寺第三605号室に置く。

(目 的)

第3条 本法人は、障がいのある人及び高齢者に対し、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく福祉サービスの提供に関する事業を行い、障がいのある人の意思決定を尊重し、その「やりたい」という思いの実現を支援する仕組みを構築することにより、社会的孤立の防止、自立生活の支援及び地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

（入 会）

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退 会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月~~30~~³¹日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。ただし、総会の議決を要する事項についてはこの限りでない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した公益法人等に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局長は、理事長の命を受け、本法人の業務執行を統括し、各事業所の運営管理、法令遵守体制及び人事管理を総括する。

(職員の任免)

第54条 事務局長その他の職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 小 島 貴 子 (廣 田 貴 子)

理 事 小 川 俊 明

理 事 山 田 美穂子

監 事 田 中 佳世子

3 この法人の設立当初の役員³¹の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年8月³¹日~~30~~までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年5月³¹日~~30~~までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員（個人・団体）0円 賛助会員（個人・団体） 10,000円

(2) 年会費 正会員（個人・団体）1,000円 賛助会員（個人・団体）1口2,000円

(1口以上)

役員名簿 (役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

NPO法人シェア

1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
- 各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名		
1	理事・監事 <input type="radio"/>	コジマ タコ (ヒロタ タコ) 小島 貴子 (廣田 貴子)	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	理事長
2	理事・監事 <input checked="" type="radio"/>	カワノ アキ 小川 俊明	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
3	理事・監事 <input checked="" type="radio"/>	ヤマダ ミホ 山田 美穂子	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
4	理事・監事 理事 <input type="radio"/> 監事 <input checked="" type="radio"/>	タナカ カヨ 田中 佳世子	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
5	理事・監事		有・無	
6	理事・監事		有・無	
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	
10	理事・監事		有・無	

令和8年度 事業計画書

NPO法人シェア

1 事業実施の方針

当法人は、障がいのある方及び高齢者が地域において安心して生活を継続できる環境の整備を目的とし、障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業及び生活介護事業の実施を目指す。

令和8年度においては、事業開始に向けた基盤整備期間と位置付け、次の準備活動を実施する。

1. 法人運営体制の確立(理事会及び総会の開催、規程類の整備)
2. 会計処理体制及び内部管理体制の構築
3. 事業実施に係る資金計画の策定
4. 事業所候補地の情報収集及び立地条件の調査
5. 関係法令の確認及び指定取得要件の整理
6. 関係行政機関との事前相談
7. 地域ニーズの調査及び利用希望者の把握
8. カフェ事業に係る市場調査
9. 共生型事業所としての運営モデルの研究

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 2000 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業	就労継続支援B型事業及び生活介護事業の実施に向けた具体的準備として、資金調達、物件選定、関係法令適合確認、指定申請準備、職員確保活動及び地域関係機関との協議を行う。	法人設立の日から令和9年6月30日まで	東京都国立市内	役員4名	地域住民及び将来の利用希望者(障がいのある者及びその家族等)	20	2000

令和9年度 事業計画書

NPO法人シェア

1 事業実施の方針

当法人は、障がいのある方及び高齢者が地域において安心して生活を継続できる環境の整備を目的とし、障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業及び生活介護事業を実施する。

令和9年度においては、前年度に整備した体制を基に事業所を開所し、利用者に対する支援を開始するとともに、安定した運営体制の確立を図る。

1. 就労継続支援B型事業及び生活介護事業の開所及び運営開始
2. 利用者の受入れ及び個別支援計画の作成・実施
3. 生産活動(カフェ運営等)を通じた就労機会の提供
4. 日常生活支援及び社会参加支援の実施
5. 職員体制の確立及び人材育成
6. 関係行政機関及び地域関係機関との連携強化
7. 利用者確保に向けた広報活動及び地域への周知
8. サービスの質の向上及び運営体制の改善
9. 会計処理体制及び内部管理体制の適正な運用

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 7082 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業	就労継続支援B型事業及び生活介護事業を実施し、利用者に対して生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、日常生活支援等を行う。また、地域との連携を図りながら、利用者の社会参加の促進及び生活の質の向上を目指した支援を実施する。 さらに、就労継続支援B型事業においてはカフェ運営を通じた就労機会の提供を行い、共生型生活介護事業においては高齢者及び障がい者が共に利用できる支援体制を構築する。	令和9年7月1日～令和10年6月30日	東京都国立市内	役員4名 準備担当職員3名 計7名	将来的に就労継続支援B型事業及び生活介護事業の利用を希望する障がいのある者並びにその家族	20	7082

令和8年度 活動予算書(その他事業がない場合)

NPO法人シェア

(単位:円)

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	350,000	350,000
賛助会員受取会費		
2 受取寄附金		
受取寄附金	350,000	350,000
施設等受入評価益		
3 受取助成金等		
受取補助金	1,500,000	1,500,000
4 事業収益		
5 その他の収益		
受取利息		
経常収益計		2,200,000
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当(事務局長)	1,200,000	1,200,000
役員報酬		
退職給付費用		
福利厚生費		
(2) その他経費		
通信費	20,000	20,000
会議費	50,000	50,000
旅費交通費	50,000	50,000
消耗品費		
雑費	80,000	80,000
家賃(仮押さえ等)	600,000	600,000
事業費計		2,000,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
退職給付費用		

福利厚生費 法人運営費（通信費、登記関連、雑費など）		
(2) その他経費		
消耗品費		
水道光熱費		
通信運搬費		
地代家賃		
旅費交通費		
減価償却費		
登記関連		
雑費など		
管理費計		0
経常費用計		2,000,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		200,000
【C】経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経常外収益計		
【D】経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		200,000
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
設立時正味財産額・・・⑤		0
次期繰越正味財産額③-④+⑤		130,000

令和9年度 活動予算書(その他事業がない場合)

NPO法人シェア

(単位:円)

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	350,000	350,000
賛助会員受取会費		
2 受取寄附金		
受取寄附金	350,000	350,000
施設等受入評価益		
3 受取助成金等		
受取補助金	6,300,000	6,300,000
4 事業収益		
障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業	2,500,000	2,500,000
5 その他の収益		
受取利息		
経常収益計		9,500,000
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当(福利費込) (サービス管理責任者、支援員)	3,000,000	3,000,000
利用者工賃	100,000	100,000
(2) その他経費		
車リース	160,000	160,000
駐車場	400,000	400,000
改装費	1,000,000	1,000,000
賃料	1,000,000	1,000,000
通信費	60,000	60,000
光熱水費	160,000	160,000
宣伝広告費	500,000	500,000
保証金	500,000	500,000
複合機リース	60,000	60,000
賠償責任保険	75,000	75,000
火災保険	35,000	35,000
自動車保険	32,000	32,000
事業費計		7,082,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当(事務局長)	1,200,000	1,200,000
退職給付費用		
福利厚生費		

法人運営費（通信費、登記関連、雑費など）		
(2) その他経費		
消耗品費		
水道光熱費		
通信運搬費		
地代家賃		
旅費交通費		
減価償却費		
登記関連		
雑費など		
管理費計		1,200,000
経常費用計		8,282,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		1,218,000
【C】経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経常外収益計		
【D】経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		1,218,000
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤		130,000
次期繰越正味財産額③-④+⑤		1,018,000

NPO法人シェア 設立趣旨書

近年、年齢、障がいの有無、国籍、性別などの違いにかかわらず、多様な人々が互いを尊重し、それぞれの個性や能力を生かしながら共に生きる社会の実現が求められています。誰もが社会の一員として役割を持ち、安心して暮らすことのできる地域づくりが重要となっています。いわゆるダイバーシティとインクルージョンの考え方は、2020年に開催された東京オリンピック・パラリンピックを契機として、障がいのある人の活躍や可能性にも改めて注目が集まりました。

しかしながら、学校を卒業した後の進路や社会参加の機会については地域による差もあり、十分な選択肢があるとは言えない状況も見受けられます。障がいのある人や高齢者など、支援を必要とする人々が地域の中で安心して生活し、社会参加を実現していくための環境は、必ずしも十分に整っているとは言えません。特に、障がいのある人が安心して働くことのできる場や日中活動の場は地域によって不足しており、地域社会との交流や役割を持つ機会もまだ十分とは言えない状況にあります。こうした課題は地域社会全体で取り組むべき重要な福祉課題となっています。

特に、障がいのある子どもたちは18歳になると放課後等デイサービスなどの支援を受けることができなくなり、学校卒業後には社会への移行が求められます。しかし、障がいのある人の中には成長や習得のペースがゆっくりである人も多く、一般的な就労のタイミングや環境の中で社会に出ることは決して容易ではありません。そのため、学校卒業後も地域の中で学びや経験を重ねながら、少しずつ社会参加や就労に向けた力を身につけていくことのできる環境が必要であると考えています。

〇〇〇〇は、小学生の頃から障がいのある方の活動に触れる機会があり、中学生時代には特別支援学級のサポート活動に関わる部活動に参加するなど、早い時期から障がいのある人との関わりを持ってきました。その後も社会人として活動する中で、障がいのある人と関わる機会を持ち続け、障がい者スポーツ競技に関わる活動にも携わりながら理解を深めてきました。さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会では組織委員会の職員として大会運営に携わり、チームを統率しながら多くの関係者と協力して活動してきました。様々な作品や地域での交流を通して、その表現の豊かさや一人ひとりの個性に魅力を感じる一方で、社会の中で活躍する機会がまだ十分に広がっていない現状も感じてきました。

東京パラリンピックは、多様性を認め合い、誰もが社会の中で役割を持ち共に生きることのできる社会の実現という理念を世界に発信しました。大会運営に関わる中で、障がいの有無にかかわらずそれぞれの個性や能力を生かして活躍する姿に触れ、この理念を地域の中で継続的に実現していくことの重要性を強く実感しました。パラリンピックが示した共生社会の理念を一過性のものとするのではなく、地域社会の中で具体的な活動として継続していくことが重要であると考えています。

また、本法人には障がいのある子どもを持つ親の立場から活動に参加している会員もいます。親が高齢になったとき、障がいのある子どもが地域の中で安心して暮らし続けられる環境を望む声や、将来的には親子が同じグループホームで共に暮らすことのできる共生の仕組みを望む声、さらには「親亡きあと」も安心して生活を続けられる環境を生前に確認しておきたいという切実な思いがあります。このような声は地域の多くの家庭に共通する課題でもあります。

一方で、高齢者も年齢を重ねるにつれてできないことが増え、地域社会の中で孤立しやすくなるなど、支援を必要とする場合があります。障がいのある人と高齢者はそれぞれ異なる課題を抱えていますが、互いに関わり合いながら支え合うことで、世代や立場を超えた新しい地域のつながりが生まれ、誰もが安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現につながると考えています。こうした関わりは、支援する側とされる側という関係を超え、人と人とが互いに支え合う地域の新しいかたちを生み出すものでもあります。

本法人が活動の中心とする東京都立川市及び国立市は、多様な人々が暮らす地域です。国立市は市民活動が活発で、互いを尊重し支え合う地域文化が育まれており、立川市は多摩地域の中心都市として多様な世代や背景を持つ人々が集まる活力ある地域です。こうした地域の特性を生かしながら、障がいの有無や世代の違いにかかわらず、多様な人々が互いを尊重し支え合いながら共に生きる社会を地域の中で実現していくことが重要であると考えています。

本法人は、障がいのある人が学校卒業後も学びや経験を重ねながら就労に向けたスキルを身につけ、社会参加を目指していくことができる環境を提供することを目指します。また、利用者一人ひとりの個性や能力を大切に、それぞれの力を生かした日中活動や生産活動、地域との交流などを通して働く経験を積み重ねる機会を広げ、地域の中で役割を持ちながら成長していくことのできる環境づくりに取り組んでいきます。

さらに、共生型サービスの特性を生かし、高齢者との交流や支え合いの機会を広げていきます。高齢者にとっては孤立の防止や生きがいがいづくりにつながり、障がいのある人にとっても世代を超えた関わりを通して社会とのつながりを深める機会となります。また、高齢者施設等の場において障がいのある人が生産活動に参加できる機会を生み出すことで、就労や社会参加の可能性を広げ、地域包括ケアの理念にも寄与していきたいと考えています。

これらの活動は、地域の多様な主体と連携しながら長期的かつ安定的に継続していく必要があります。そのためには、透明性と公共性を備えた組織として社会的信頼を確保し、地域住民、行政、福祉関係機関、企業などと協働しながら取り組んでいくことが重要です。また、営利を目的とせず、地域社会の課題解決と公益の増進に資する活動として継続していくことが、本法人の重要な使命であると考えています。

こうした活動を継続的かつ安定的に推進していくためには、公益性と継続性を確保しながら特定非営利活動法人として組織的に活動することが必要であると考え、本法人を設立することとしました。

本法人「特定非営利活動法人みらい福祉介護共生」は、東京都立川市及び国立市を中心とした地域において、障がいの有無や世代にかかわらず、多様な人々が互いを尊重し支え合いながら共に生きる地域共生社会の実現に寄与することを目的として活動していきます。また、東京2020大会が残した共生社会の理念を地域の中で実践し、その価値を次世代へとつないでいくことも本法人の重要な使命であると考えています。

そして私たちは、一人ひとりの個性が輝き、その生き方が誰かの道しるべとなる社会の実現を目指し、地域の中で多様な人々が互いに支え合いながら共に生きる環境づくりに取り組んでいきます。

また、本法人はこれらの活動を通じて、地域福祉の向上と地域共生社会の実現に寄与することを目指します。

以上の趣旨により、ここにNPO法人シェアを設立するものです。

令和 8 年 3 月 17 日

NPO法人シェア

設立代表者 山田 光剛